

(公印省略)

総評行第1号
平成29年11月17日

国土交通省住宅局長 殿

総務省行政評価局長

単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っております。

この度、当局に対し、「すまい給付金を申請するためには、取得住宅に居住していることを証明するため住民票を提出する必要があるが、私は、住宅の建設中に仕事の都合で単身赴任となり、取得住宅に住民票を移すことができなかった。既に取得住宅に妻と子どもが居住しており、私も単身赴任を終え次第、その住宅に必ず住む予定である。仕事の都合で単身赴任しているため取得住宅での住民票が取れないことにより、すまい給付金を申請できないことに納得がいかない。取得住宅での住民票以外の書類による申請を認めてほしい。」との申出がありました。

この申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどして検討した結果、当局としては、下記のとおり、単身赴任者に対するすまい給付金の給付について、改善措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成30年2月16日までにお知らせください。

記

1 すまい給付金事業の概要

(1) 消費税率引上げへの対応

平成26年4月1日からの消費税率の5%から8%への引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、平成25年度税制改正にお

いて住宅ローン減税の拡充措置等が講じられており、その着実な実施とともに、当該措置を講じてもお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)により、すまい給付金事業が創設された。

すまい給付金事業は、「すまい給付金による住宅市場安定化対策費補助金交付要綱」(平成26年2月7日付け国住生第576号)に基づく補助事業として、平成26年4月から33年12月までに引き渡され入居が完了した住宅取得を対象に実施されている。

(2) 給付対象者

給付対象者の要件は、引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅又は中古住宅を取得し「自ら居住する者」とされている(住宅ローンを利用せずに住宅を取得する者については、50歳以上であって、都道府県民税の所得割額が13.3万円以下の者が対象)。

(3) 申請手続

申請者は、住宅取得者(複数の者が持分を共有している場合は、それぞれ申請)であり、住宅事業者等の第三者に申請手続を委託することができる。

申請者又は申請者から申請手続の委託を受けた者は、申請の対象となる住宅の引渡しを受けた日から起算して1年3か月以内に申請を行わなければならない。

給付申請書は、住民票の写し、建物の登記事項証明書・謄本、個人住民税の課税証明書、工事請負契約書、金銭消費貸借契約書等を添付し、すまい給付金事務局に郵送又は申請窓口を持参する。

2 住宅ローン減税の適用

(1) 適用要件

住宅ローン減税は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条に基づき、一定の要件を満たす家屋を取得又は増改築し、「その者の居住の用に供した場合」で、借入金の償還期間が10年以上であること等が要件とされている。手続は、確定申告で行い、住民票の写しを添付する。

(2) 単身赴任者への適用

「その者の居住の用に供した場合」とは、「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(昭和55年12月26日付け国税庁長官通達)において、家屋の所有者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その住宅の取得等の日から6か月以内にその家屋をこれらの

親族が入居し、その後も引き続き居住しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその家屋の所有者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その家屋の所有者が入居し、その後もその家屋の所有者が引き続き居住しているものとして取り扱われ、住宅ローン減税の対象となる旨定められている。

この場合、その家屋の所在地が住所地として記載されている配偶者等の住民票の写しを添付すればよいこととされ、国税庁では、親族が居住していることが確認できればよいとしている。

3 国土交通省の意見等

(1) 住民票の提出について

すまい給付金については、住宅ローン減税制度とは異なり、住宅の引渡し・入居後の申請に基づき、一時に給付するものであることから、「自ら居住する者」の要件については、単身赴任であるか否かにかかわらず、生活の本拠としての住所と定めて住民登録を行っている住民票の写しにより、その申請時点において対象住宅に居住していることを確認することが適切であると判断したものである。

また、すまい給付金については、相当数（平成 28 年度実績では、約 1.6 万件／月）の申請件数が見込まれていたため、民間の法人にその審査・給付等の事務を行わせる必要があったことから、給付申請の審査に際して、裁量性が生じないように、また、誤りが生じにくいものとなるよう制度設計している。

こうした観点からも、給付対象者である「自ら居住する者」に関しては、「すまい給付金による住宅市場安定化対策事業実施要領」（平成 26 年 2 月 7 日付け国住生第 577 号）において、「当該住宅への入居が確認できる者であること」と規定した上で、住宅取得者が当該対象住宅に住民登録している住民票の写しが提出されることをもって確認することとしている。

(2) 単身赴任者に関する問合せ件数について

単身赴任者による申請等に関して、平成 26 年 4 月 1 日から 29 年 4 月 30 日までの間におけるすまい給付金事務局への問合せ件数は、355 件であった。

4 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の意見

単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ① すまい給付金と住宅ローン減税の制度の趣旨が同じであれば、単身赴任者に対しても、同じ運用とするのが適当である。単身赴任者の取扱いを両

制度で異にする合理的理由を説明できるものではない。

- ② すまい給付金は、所得が低い者を救済する制度であるにもかかわらず、住宅取得者の住民票がないという理由で申請が認められないのは、住民感覚からすると違和感がある。

(2) 当局の意見

(1)の行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

すまい給付金は、平成 25 年度税制改正における住宅ローン減税の拡充措置等の着実な実施とともに、当該措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため創設されたものであることから、住宅ローン減税の運用と同様に、単身赴任者に対して、配偶者の住民票の写しの提出等により、すまい給付金の申請を認めること。